

平成 23 年版 楽学社労士超速要点整理

(3334)

【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成 23 年 5 月 20 日
 ㈱住宅新報社 法律・資格図書編集部
 TEL. 03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、第 43 回（平成 23 年度）試験は、平成 23 年 4 月 8 日（金）現在施行の法令等により出題されます。

ページ・位置	改正前	改正後						
P218 (1) 趣旨の右側欄外に追加		●平成 23 年 4 月～9 月までの 6 カ月間、引き続き支給されることになった。						
P290 下 2～1 行目	この特例により算定された平成 22 年度の年金額は、 <u>792,100</u> 円です。	この特例により算定された平成 23 年度の年金額は、 788,900 円です。						
P303 上 6～7 行目	1 級 <u>792,100</u> 円×125/100 2 級 780,900 円×改定率< <u>792,100</u> 円ならば <u>792,100</u> 円を支給	1 級 788,900 円×125/100 2 級 780,900 円×改定率< 788,900 円ならば 788,900 円を支給						
P303 上 7 行目末尾からのフキダシ中	22 年度の支給額はこちら	23 年度の支給額はこちら						
P303 上 13～14 行目	224,700 円×改定率< <u>227,900</u> 円ならば <u>227,900</u> 円を、 74,900 円×改定率< <u>75,900</u> 円ならば <u>75,900</u> 円を、支給	224,700 円×改定率< 227,000 円ならば 227,000 円を、 74,900 円×改定率< 75,600 円ならば 75,600 円を、支給						
P307 下 2～1 行目	224,700 円×改定率< <u>227,900</u> 円ならば <u>227,900</u> 円を、 74,900 円×改定率< <u>75,900</u> 円ならば <u>75,900</u> 円を、支給。	224,700 円×改定率< 227,000 円ならば 227,000 円を、 74,900 円×改定率< 75,600 円ならば 75,600 円を、支給。						
P355 「加給年金額」の表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物価スライド特例措置による算定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>227,900</u> 円</td> </tr> <tr> <td><u>75,900</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	物価スライド特例措置による算定額	<u>227,900</u> 円	<u>75,900</u> 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物価スライド特例措置による算定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>227,000 円</td> </tr> <tr> <td>75,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	物価スライド特例措置による算定額	227,000 円	75,600 円
物価スライド特例措置による算定額								
<u>227,900</u> 円								
<u>75,900</u> 円								
物価スライド特例措置による算定額								
227,000 円								
75,600 円								
P365 【配偶者加給年金額】の計算式	(平成 22 年度の加算額… <u>227,900</u> 円)	(平成 23 年度の加算額… 227,000 円)						

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。
 記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P239 下 4 行目	当該任意継続被保険者の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなして	当該任意継続被保険者の 属する保険者が管掌する全被保険者 の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなして